



社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

# 環境保全 ぎふ

•発行•  
平成20年  
4月15日

VOL.  
74

◆岐阜県廃棄物処理計画（改訂）の策定について

行政ニュース

岐阜県環境生活部廃棄物対策課



特 集	(社)岐阜県産業環境保全協会第37回通常総会	2
	平成20年度事業計画書	5

行政ニュース	<b>岐阜県廃棄物処理計画(改訂)の策定について</b>	
		岐阜県環境生活部廃棄物対策課 8

振興局だより	<b>西濃の景観等を守る不適正処理対策連絡会議の開催 ～土砂の不適正保管への協力体制～</b>	
		岐阜県西濃振興局環境課 18

シリーズ	<b>わがまちの産業廃棄物問題と対策</b>	美濃加茂市長 渡辺直由 20
------	------------------------	----------------

トピックス	<b>全国規模で行う「不用となった刃物」の回収活動</b>	岐阜県関刃物産業連合会 21
-------	-------------------------------	----------------

協会だより	<b>(社)岐阜県産業環境保全協会</b>	
	理事会の開催	23
	委員会の開催	23
	<b>(社)全国産業廃棄物連合会</b>	
	第10回全国正会員会長・理事長会議の開催	23
	第2回全国正会員事務局責任者会議の開催	24
	<b>中部地域協議会</b>	
	第2回全体会議の開催	24
	第3回専務理事会議の開催	24
	岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会の開催(第9回、第10回委員会、最終報告)	25
	新規加入会員の紹介	26
	社名変更の紹介	26
お知らせ	平成20年度産業廃棄物処理業の許可申請等講習会日程	27
	岐阜県の人事異動(関係分)	28
	岐阜市の人事異動(関係分)	28
	許可の有効期限にご注意	29
	協会への入会のおすすめ	30
	電子マニフェストシステムの加入申込み	31
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法	32
編集後記		34

表紙写真 「桜満開」(岐阜市)	.....	..... フォト飛水 栗本義郎
-----------------	-------	------------------

# 第37回通常総会を開催

## 平成20年度事業計画・予算

第37回通常総会が、平成20年3月19日(水)に岐阜市内の「ウェルサンピア岐阜」において、多数の来賓のご臨席をいただき、盛大に開催されました。

総会では、坂理事長が次のとおり挨拶を申し上げました。

### 理事長挨拶

本日ここに第37回通常総会を開催致しましたところ、来賓各位を始め、会員皆様の多数のご出席を賜り、盛大に挙行することが出来ましたことは、誠に有り難く、厚く御礼を申し上げます。

当協会は、平成元年に県、市町村並びに業界挙げてのご支援により設立され、平成9年には、公益法人としての組織強化をさらに進めるため、「社団法人岐阜県産業環境保全協会」と名称を変更し、今年は20年目を迎えることとなりました。

この間、地域社会のご期待に応えるべく、皆様とともに社会の発展に努めて参りましたが、現在、会員数は正会員・賛助会員併せて468人となっており、設立当初の3倍以上となりました。これもひとえに、岐阜県、岐阜市を始め、行政、議会、関係各位のご指導、ご支援の賜物であり、心から感謝申し上げる次第であります。

さて、21世紀は、環境の時代であるといわれております。環境は、生活、経済、行政など、社会全体で大きな課題となっており、高い関心の的となっています。

最近、製品の混入率が表示と異なっていた「環境偽装」の問題が次々と明らかになり、社会的非難を浴びることとなっています。

特に産業廃棄物対策に配慮を欠いた行動には、厳しい非難があり、社会的信頼を失い、業として成り立たなくなってしまいます。我々産業廃棄物業界に身を置く者として、今一度熟慮し、慎重な判断と行動が必要であります。



第37回通常総会

過去において、この業界で「悪貨が良貨を駆逐する」と言わされた時代がありました。その後、特別厳しい「欠格要件」を規定した法改正の下、信頼の確保に努めてきたところです。

そして今、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から脱却して「循環型社会の形成」を推進している日本において、我々業界は、「地球を磨き、資源を循環させる」大きな役割が期待されています。

この期待に応えるために、今以上にコンプライアンス(法令遵守)に努めていかねばなりません。経営者のみならず、従業員にも徹底

して、企業ぐるみの取り組みをお願い致します。

今年は、7月に日本が議長国となる洞爺湖サミットが開かれます。開催国である日本は、「地球温暖化対策」でイニシアチブを世界に向けて発信することとなります。日本の産業界もその方向で対応策を進めなければなりません。全国産業廃棄物連合会では、このほど「地球温暖化のための環境自主行動計画」が定められました。その目標は「産業廃棄物関係業界は、西暦2010年における温室効果ガス排出量を、基準年の2000年と同程度に抑制する」というものです。当協会としても協力していくかなければなりません。

電子マニフェストシステムへの加入については、優良化制度の一環として、国、岐阜県、岐阜市、全国産業廃棄物連合会が推進しているところです。環境省は、平成20年度の普及率を30パーセントに、内閣のIT戦略本部は、平成22年度の普及率を50パーセントにする目標を設定されています。

この制度は、事務処理の効率化、法令遵守、データーの透明性等の観点から大きなメリットがあります。特に、義務化された毎年6月までの行政報告については、このシステム上で報告がなされることとなり、事務の軽減にもなります。

当協会も、昨年の9月に「会員加入率を平成20年3月末には、100パーセントをめざす」としました。しかし、残念ながら全国の各県協会の平均や、東海の各県に比べて加入率は低い状況にあり、今年度も引き続き加入促進に努めていく必要があります。

次に、日本の労働災害による死者者数は、長期的には減少傾向にある中で、産業廃棄物処理業界においては暫増傾向にあり、全産業

の中でワースト3に入っています。

災害を防止するには、法令に規定されている最低基準としての災害防止を遵守するだけでなく、自主的に個々の事業場の危険性または有害性等の調査を実施し、その結果に基づいて適切な労働災害防止を講じることが求められています。一歩間違うと、企業の存亡に関わることとなる場合もあります。大切な従業員の安全な職場の確保のため、リスクアセスメントの積極的な導入が望されます。

さて、本日の総会は、平成20年度事業計画及び予算についてご審議をお願いするものであります。会員のご賛同を得まして、積極的に事業の推進を図って参ります。

また、本日は、当協会の表彰要綱に基づき、「関連業界育成等功労表彰」、「優良事業所表彰」及び「優良従事者表彰」として、それぞれ産業廃棄物関係業務にご尽力頂いた方々に対し、その功労をたたえ、表彰をさせて頂き、皆様とともに祝いと感謝を申し上げたいと思います。

最後に、貴重な資源の有効活用を推進する循環型経済システムの一翼を担う私どもの果たすべき役割は、ますます重要となっております。廃棄物の3R(発生抑制、再使用、再生利用)の推進と一層の適正処理の推進に向け、更なるご尽力をお願い致すとともに、当協会に対し、一層のご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつと致します。



坂理事長の挨拶の後、産業廃棄物業務功労者の表彰式が行われました。続いて来賓祝辞に移り、古田 肇岐阜県知事(環境生活部・古田 常道次長が代読)、中村 慶岐阜県議会議

## 特 集

長の祝辞があった後、議事に入りました。

議長に、株式会社粥川商店 代表取締役 粥川 長司氏を選出し、第1号議案「平成20年度事業計画」及び第2号議案「平成20年度予算」について慎重に審議され、いずれも原案どおり可決承認されました。

### 功労者の表彰

当協会の表彰制度による平成19年度産業廃棄物業務功労者に対する理事長表彰が、第37回通常総会の席上で行われました。

栄えある受賞者は次の方々です。(敬称略)

#### ○関連業界育成等功労

(株)全圏調査試験所 所長 鵜飼 浩二

#### ○優良事業所

各務原清掃 株式会社

中島清掃 株式会社

株式会社 出倉商店

#### ○優良従事者

(株)美濃環境保全社 主任 近藤 恭規

寿和工業(株) 専務取締役 齊藤 重樹

同 取締役 斎丸 栄久

(有)ゼンユー 課長 土門 完

中部浄化工業(株) 運転手 後藤 隆

(株)鈴木組 職長 水野 正彦

同 職長 伊藤 哲

同 職長 今西 信行



功労者表彰



### 第37回通常総会 講演会

第37回通常総会の終了後、気象予報士で環境カウンセラーの杉山範子氏をお迎えし、「岐阜県の気象データにみる地球温暖化の影響」と題して、ご講演をいただきました。



第37回通常総会 講演会

## 平成20年度 事業計画書

平成20年3月19日(水)に開催された第37回通常総会において、平成20年度事業計画及び予算が審議され、全会一致で原案どおり承認されました。

平成20年度における協会の諸事業は、次の基本方針に沿って推進されます。以下に事業計画をご紹介します。

### 第1 基本方針

21世紀は、環境の時代であると言われています。環境は、生活、経済、行政など社会全体で大きな課題となっています。

経済活動とりわけ製造業においては、廃棄物処理で配慮を欠いた行動には非難があり、社会的信頼を得ることは出来ず、業として成り立たなくなります。我々産業廃棄物業界に身を置く者として、今一度熟慮し、慎重な判断と行動が必要です。

過去において、この業界で「悪貨が良貨を駆逐する」と言われた時代がありました。その後、特別厳しい「欠格要件」を規定した法改正の下、信頼の確保に努めてきたところです。

そして今、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却して「循環型社会の形成」を推進している日本において、我々業界には、「地球を磨き、資源を循環させる」大きな役割を期待されています。この期待に応えるために、決して不祥事案を出さないよう、今以上にコンプライアンス（法令遵守）に努めていかなければなりません。

今年は、7月に日本が議長国となるG8洞爺湖サミットが開かれます。開催国である日本は、「地球温暖化対策」でイニシアチブを世界に向けて発信することとなります。日本

の産業界もその方向で対応策を進めなければなりません。社団法人全国産業廃棄物連合会ではこのほど「地球温暖化のための環境自主行動計画」が策定されました。その目標は「（産業廃棄物処理業は）2010年における温室効果ガス排出量を、基準年の2000年と同程度に抑制する」というものです。当協会としても協力をしていかなければなりません。

次に、電子マニフェストシステムへの加入については、優良化制度の一環として環境省、岐阜県、岐阜市、社団法人全国産業廃棄物連合会が推進しているところです。当協会も昨年9月に、「会員加入率を平成20年3月末には100%を目指す」としました。しかし、東海の各県協会に比べて加入者数は少ない状況です。今年度も引き続き加入促進に努めていく必要があります。

日本の労働災害による死者数は長期的には減少傾向にある中で、産業廃棄物処理業界においては暫増傾向にあり、全産業の中でワースト3に入っています。

厚生労働省の指導の下、社団法人全国産業廃棄物連合会を中心に産業廃棄物業界におけるリスクアセスメントの導入に取り組んでいるところです。大切な従業員の安全な職場の確保のため、リスクアセスメントの導入に向け促進を図って参ります。

当協会の定款に規定されているように、産

# 特集

業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的な活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目指し、平成20年度も積極的に事業を推進して参ります。

## 第2 事業計画

平成20年度において取り組む個別事業の計画を次のとおり定め、多様化する社会情勢を見極めつつ、効率的な事業運営を展開していきます。

### 1 組織強化事業

- (1) 業界主体の会員構成のもと、当協会の社会的地位の確立と発展を期するため、会員の加入促進に努めます。
- (2) 情報化社会に対応するため、情報化事業の充実に努め、事務処理の公平性、透明性を図ります。
- (3) 会員の福利厚生事業等の充実を図ります。

### 2 調査研究事業

関係団体からの産業廃棄物の適正な処理、再生利用等に関する調査等への参加・協力に努めます。

### 3 教育研修事業

- (1) 産業廃棄物処理に関する研修会、講演会等を定期に開催するとともに、産業廃棄物処理施設等の視察等の機会を設け、会員の知識、技術習得の向上に努めます。
- (2) 産業廃棄物処理技術の多様化・高度化に対応するため、専門研修会等の案内

を積極的に行います。

- (3) 産廃専門雑誌「いんだすと」を、毎月正会員に配布します。
- (4) 関係法令の改正に伴う資料を、随時会員に提供します。
- (5) 産廃手帳(2009年版)を、会員に配布します。

### 4 相談指導事業

幅広く会員の産業廃棄物の適正な処理、再生利用等に関する相談に応じるほか、必要な資料を提供します。また、排出事業者、一般県民からの相談にも対応します。

### 5 啓発普及事業

- (1) 県民に産業廃棄物に対する認識と理解を深めてもらうため、岐阜県と共同で「岐阜県産業廃棄物ものがたり」体験バスツアーを実施します。
- (2) 産業廃棄物に関する正しい理解を深めてもらうため、環境フェア等への協賛や、一般県民への広報活動を行います。
- (3) 会員に産業廃棄物に関する各種資料等を積極的に提供します。

### 6 共同処理施設設置推進・技術援助事業

県・市からの要請に応じて産業廃棄物処理関係の検討会議等へ積極的に参加するとともに、会員の要請に応じて産業廃棄物の適正な処理、再生利用における維持管理等に関する技術の援助に努めます。

### 7 産業廃棄物管理票(マニフェスト)頒布事業

産業廃棄物の適正処理を行うため、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及に努め

るとともに、社団法人全国産業廃棄物連合会が発行する産業廃棄物管理票(マニフェスト)の頒布事業を行います。

## 8 巡回指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等の一層の推進を図るため、会員の産業廃棄物処理施設を巡回指導するとともに、不法投棄の恐れがある地域をパトロールし、不法投棄防止に努めます。

## 9 経営改善指導事業

産業廃棄物処理業の優良化の促進、経営の改善、労働安全衛生の指導を図るため、研修会、講習会等を開催します。また、個別の相談については、随時対応し、情報提供に努めます。

## 10 広報誌等発行事業

- (1) 協会報「ぎふ環境保全」を定期的に年4回発行し、会員等に配布します。
- (2) 「協会要覧」(会員名簿)を年1回発行し、会員等に配布します。
- (3) 迅速な情報提供を図るため、随時「保全協 News」を会員等に配布します。
- (4) 各種参考資料を必要に応じて、会員等に提供・配布します。

## 11 協力交流事業

- (1) 社団法人全国産業廃棄物連合会及び中部地域協議会、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、財団法人日本環境衛生センター等の産業廃棄物関係団体との交流を図り、相互の理解と協力に努めます。
- (2) 産業廃棄物関係団体が行う産業廃棄

物、特別管理産業廃棄物処理業に関する各種講習会等の実施に積極的に協力します。

## 12 表彰等関連事業

- (1) 通常総会において優良会員等を表彰し、その功績を顕彰します。
- (2) 国及び県等の表彰へ優良会員等を推薦します。

## 13 部会活動事業

協会事業の健全な発展を推進するため、協会の次代を担う青年部会の活動を支援します。

## 14 電子マニフェスト普及促進事業

電子マニフェストについては、国及び環境省の方針を踏まえ、岐阜県、岐阜市や財団法人日本産業廃棄物処理振興センター等の関係団体が一体となって、その普及促進に取り組む必要があります。当協会においても、電子マニフェスト説明会を開催するなど普及促進事業を積極的に推進します。

## 15 産業廃棄物対策基金の運営管理事業

産業廃棄物対策基金の適正な資金管理に努めます。

## 16 その他関連事業

その他必要な事業の実施に努めます。

# 岐阜県廃棄物処理計画(改訂)の策定について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

廃棄物処理計画は、国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本の方針」(国の方針)に即して、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)第5条の5の規定に基づき、都道府県知事が策定するものです。

県では、平成14年10月に計画期間を10年間(平成14年から平成23年まで)とする「岐阜県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の減量や適正処理の推進を図ってきました。

今回の改訂は、中間目標年度の平成18年度を経過したことから、また、国の方針が平成17年5月に改正されたことを踏まえて、さらに、廃棄物対策の見直したことを踏まえて、計画の見直しを行いました。

見直しにあたっては、平成14年10月に策定した廃棄物処理計画を基本的に引き継ぎながら、減量化等の目標を見直し、平成23年度の目標達成に向けて、県民、事業者、行政等各主体の取組みを整理し、積極的に廃棄物の減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進を図ることとしました。

なお、改訂後の計画期間は、平成19年度から平成23年度としました。

### 記

#### 1 計画(改訂)検討の経緯

平成19年3月16日	岐阜県環境審議会開催諮詢、廃棄物・リサイクル部会に付託
平成19年6月13日	第1回岐阜県環境審議会廃棄物・リサイクル部会開催
平成19年9月11日	第2回岐阜県環境審議会廃棄物・リサイクル部会開催
平成19年11月21日～	パブリック・コメント(意見募集)の実施
平成19年12月20日	
平成19年12月25日	第3回岐阜県環境審議会廃棄物・リサイクル部会開催
平成20年1月30日	岐阜県環境審議会開催、廃棄物・リサイクル部会報告、答申

#### 2 計画の概要

別紙 岐阜県廃棄物処理計画(改訂)(概要版)

#### ●お問い合わせ先

岐阜県 環境生活部 廃棄物対策課 企画調査担当  
TEL:058-272-1111(内線2712)  
FAX:058-277-2607

## 岐阜県廃棄物処理計画(改訂)

〈概要版〉

平成20年1月  
岐阜県

### 1 計画改訂の趣旨

#### (1) 趣旨

廃棄物処理計画は、国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(国的基本方針)に即して、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)第5条の5の規定に基づき都道府県知事が策定するものです。

本県では、平成14年10月に、計画期間を10年間(平成14年から平成23年度まで)とする「岐阜県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の減量や適正処理の推進を図ってきました。

今回の改訂は、中間目標年度の平成18年度を経過したことから、平成17年5月の「国的基本方針」の改正、平成17年2月から平成18年1月まで実施した「政策総点検」の結果による廃棄物対策の見直しを踏まえて、必要な見直しをするものです。

#### (2) 期間

改訂後の計画期間は、平成19年度から平成23年度とします。

### 2 計画の基本的な考え方

計画の目標達成に向け、廃棄物の排出抑制、有効利用及び適正処理に努めるとともに、廃棄物情報の共有化を図り、県民、事業者及び行政が協働して取組んでいくことが必要です。

そこで、次に掲げる3つの基本的な考え方のもとに、廃棄物の減量化や適正処理を推進します。

#### 排出量の抑制と資源化の推進

- 廃棄物の発生を極力抑制します。
- 発生した廃棄物は、できる限り再使用、再生利用、熱回収の順に有効利用します。

#### 適正処理の推進と不適正処理の防止

- 廃棄しなければならない廃棄物は、安全・安心な方法で処理します。
- 不適正処理の防止を徹底します。

#### 廃棄物に関する情報公開の推進及び普及啓発

- 廃棄物に関する情報の公開を進めるとともに、情報提供や普及啓発活動等を促進します。

## 行政ニュース

### 3 一般廃棄物(し尿を除く)

#### 進捗状況

ごみの排出量は、平成12年度実績を上回り、中間目標値を達成することは難しい状況です。再生利用量は、平成12年度実績を上回っていますが、中間目標値を達成することは難しい状況です。最終処分量は、中間目標値を達成しています。

一般廃棄物の減量化の進捗状況

(単位:千t)

区分	平成12年度実績			平成17年度実績			平成18年度目標		
	構成比%	指標	構成比%	指標	構成比%	指標	構成比%	指標	構成比%
排出量	789	100	100	807	100	102	710	100	90
再生利用量	161	20	100	176	22	109	213	30	132
中間処理による減量	512	65	100	554	68	108	408	57	80
最終処分量	116	15	100	78	10	67	89	13	77

注) 平成12年度実績の中間処理による減量には、未処理、残渣(ざんさ)の保管を含む。

#### 現状

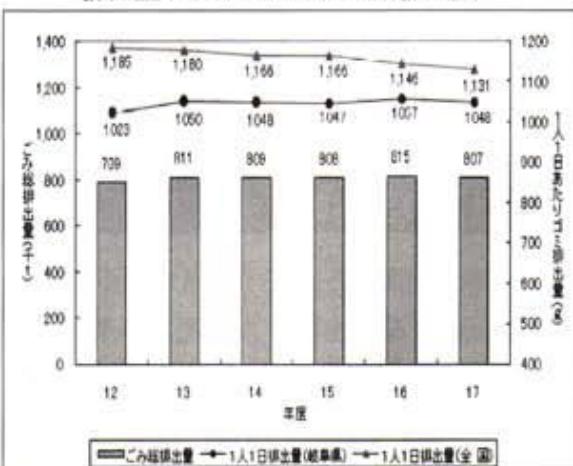
##### (1) 一般廃棄物(ごみ)の排出量

平成17年度のごみの排出量は807千トンです。平成12年度(789千トン)に比べ増加していますが、近年ほぼ横ばいで推移しています。

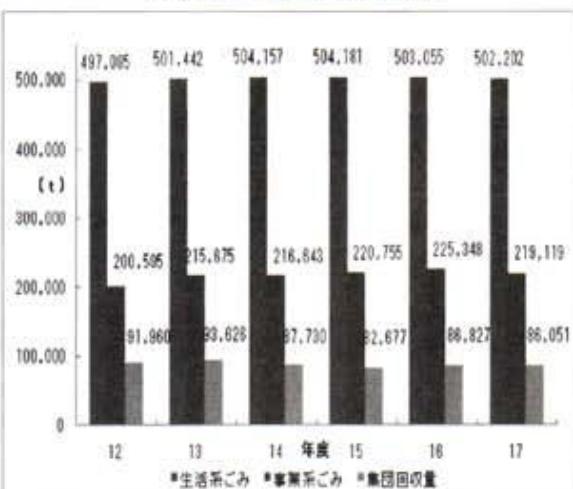
県民1人1日当たりの排出量は1,048gで、全国平均を下回って推移しています。

全国的には減少傾向ですが、本県は近年ほぼ横ばいで推移しています。

##### 排出量と1人1日当たりの排出量



##### 形態別ごみ排出量の推移

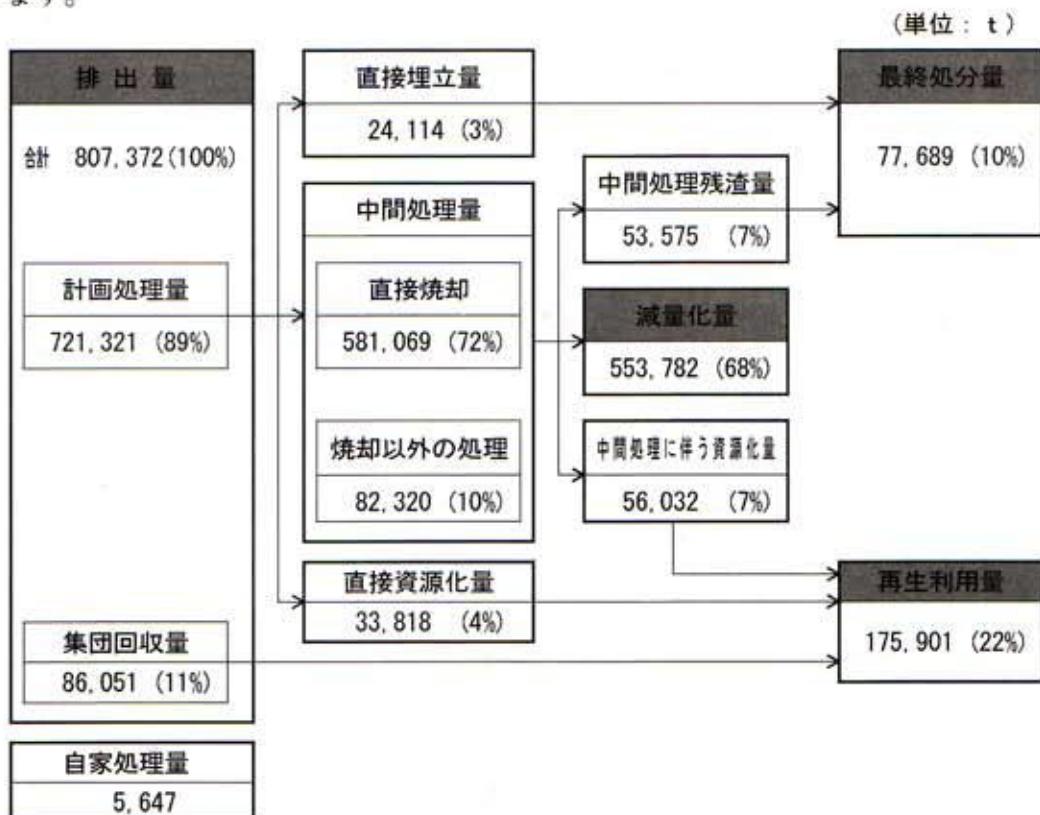


形態別では、平成17年度の生活系ごみの排出量は502千トンです。平成12年度(497千トン)に比べ1.0%増加しています。

また、平成17年度の事業系ごみの排出量は219千トンです。平成12年度(201千トン)に比べ9.2%増加しています。

## (2) 処理状況

平成17年度のごみ排出量807千トンのうち、焼却等により減量化された量は554千トン(68%)、再生利用された量は176千トン(22%)、最終処分された量は78千トン(10%)となっています。

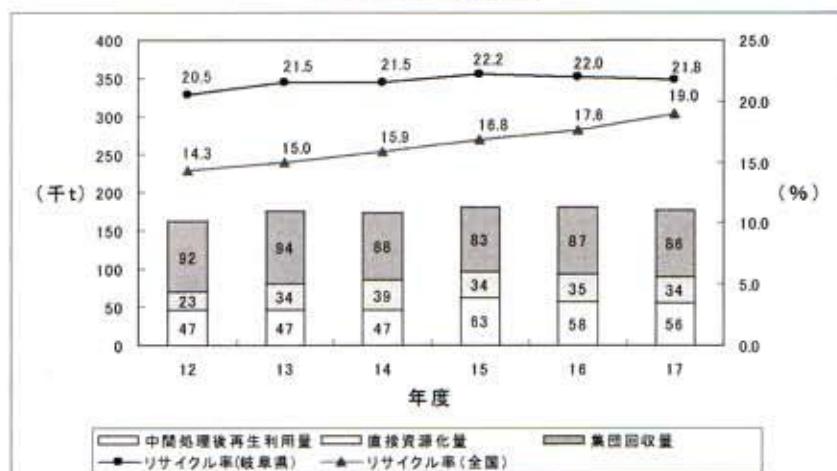


## (3) 再生利用量

平成17年度の再生利用量は176千トン、再生利用率は22%で、平成12年度(161千トン、20%)に比べ増加しています。

再生利用量及び再生利用率はともに全国平均を上回って推移しています。

再生利用率の推移

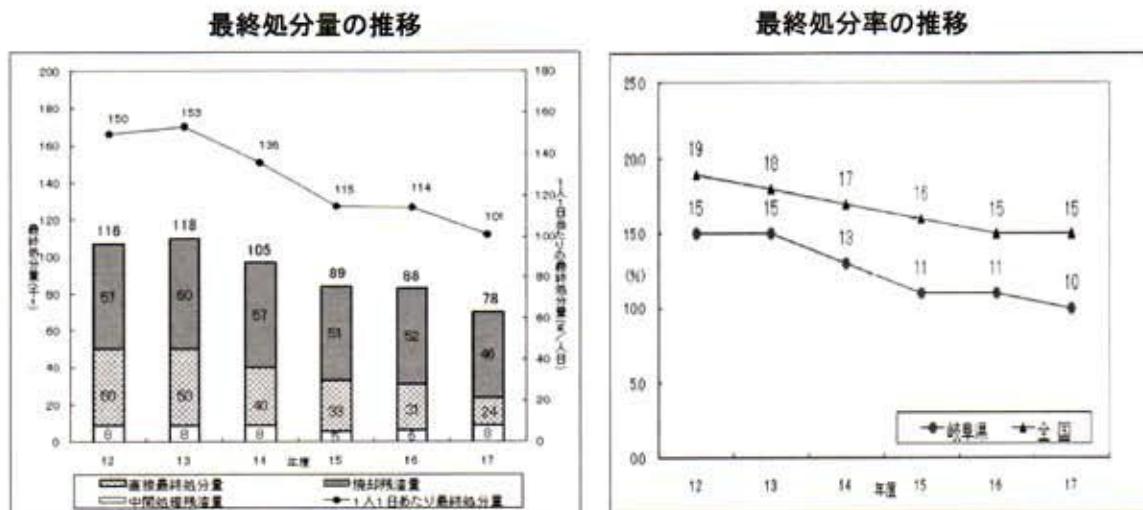


## 行政ニュース

### (4) 最終処分量

平成17年度の最終処分量は78千トン、最終処分率は10%で、平成12年度(116千トン、15%)に比べ減少しています。

最終処分率は全国平均を下回って推移しています。



### 課題

- ごみの排出量を抑制する必要があります。特に事業系ごみは一層の排出抑制が必要です。
- 資源化・減量化の推進による最終処分量を削減する取組みが必要です。
- 市町村等は分別収集等の促進を図り、再生利用を推進する必要があります。

### 目標

区分	平成17年度実績			平成23年度目標			<当初計画>		
		構成比%	指数		構成比%	指数	平成23年度目標	構成比%	指数
排出量	807	100	102	767	100	97	694	100	88
再生利用量	176	22	109	210	27	130	243	35	151
中間処理による減量	554	68	108	488	64	95	382	55	75
最終処分量	78	10	67	69	9	59	69	10	59

注) 指数は平成12年度実績を100とした場合

排出量	平成17年度排出量の5%削減するとともに、併せて毎年度1%削減することを目指します。 【1%削減の目安】 県民1人1日当たりのごみの排出量は1,048gです。1人1日10g減量すれば、約1%の削減となります。 1人1日10g減らす取組みの一例として、次のようなものがあります。 ・買い物にマイバッグを持参してレジ袋を断ると、約10gの減量になります。 ・使い捨て紙コップを2個節約すると、約10gの減量になります。
再生利用量	再生利用率を27%(国の平成17~22年度増加率と同等)とし、再生利用量を210千トンとすることを目指します。
最終処分量	最終処分量を69千トン(平成9年度実績137千トンの50%)とすることを目指します。

## 県民、事業者、市町村及び県の主体的な役割

## 排出量の抑制と資源化の推進

県 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県や市町村が実施するごみに関する各種施策に積極的に協力し、排出抑制と再資源化に努めます。           <ul style="list-style-type: none"> <li>■マイバッグの持参、レジ袋の拒否 ■過剰包装の拒否 ■再生品の使用</li> <li>■生ごみをコンポスト容器やごみ処理機で処理 など</li> </ul> </li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自らの責任において廃棄物の適正な処理に努めるとともに、廃棄物の再生利用等を行い廃棄物の減量に努めます。</li> <li>○県や市町村が実施するごみに関する各種施策に積極的に協力し、排出抑制と再資源化に努めます。</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図ります。</li> <li>○自ら廃棄物の発生抑制、排出抑制、再資源化の推進に努め、リサイクル製品の調達を率先して行います。</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リサイクル製品の利用拡大に向け、グリーン購入や岐阜県リサイクル認定製品制度を推進します。また、自らもリサイクル製品の調達を率先して行います。また、岐阜県リサイクル認定製品については、県は一層の優先調達に努めるとともに、県民及び事業者に機会を捉えPRを行って購入意欲の高揚を図り、幅広い分野での利用拡大に努めます。</li> <li>○他の県市及び経済界と連携し、資源の有効活用、廃棄物の減量化を進め、循環型社会の形成に努めます。</li> </ul>

## 適正処理の推進と不適正処理の防止

県 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リサイクル関連法で定められたものは、法に則して市町村の分別回収や事業者の回収に協力します。</li> <li>○地域の清潔保持に努めるとともに、不適正処理の通報等について、市町村及び県への協力に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○拡大生産者責任(E P R※)を念頭に、事業活動に取組みます。           <ul style="list-style-type: none"> <li>※生産者が、その生産した製品の製造や流通の時だけでなく、製品が使用され、廃棄された後においても、適正な処理やリサイクルされる段階まで一定の責任を負うという考え方</li> </ul> </li> <li>○環境管理システム(I S O 14001の認証取得等)の構築、循環資源を利用した製品づくり等に取組みます。</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般廃棄物処理計画を策定し、計画に従って一般廃棄物を生活環境上支障が生じないように収集・運搬・処分します。</li> <li>○「岐阜県ごみ処理広域化計画」に基づき、広域処理体制の整備に努めます。</li> <li>○災害廃棄物処理計画を作成することにより、災害発生時における廃棄物の適正かつ円滑な処理体制を確保します。</li> <li>○不法投棄等への監視・指導を行い、不適正処理の未然防止と早期発見に努めます。</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村が行う適正処理、減量化の取組み、広域化処理体制の整備に技術的援助を行います。</li> <li>○岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画等に基づき、災害発生時に被災した市町村の応援要請に対し、広域的な支援体制を早期に確立し、国や県内の市町村、関係団体と支援活動について協議し、迅速に対応します。</li> </ul>

## 廃棄物に関する情報公開の推進及び普及啓発

県 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政等が開催する環境学習へ参加するなど、日頃から廃棄物問題や環境問題に関する关心と理解を深め、環境を守るための活動に参加します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者がより環境負荷の低い製品を選択できるよう原材料やリサイクル方法の情報提供に取組みます。</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物処理施設に対する信頼性を高める上で、住民に対して、現在稼動中の施設に関する情報を積極的に公開します。</li> <li>○一般廃棄物の排出抑制やその処理に関し、住民に情報提供や意識啓発に努めます。</li> <li>○環境教育・環境学習の推進やごみ減量、再資源化について、情報提供に努めます。</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物の抑制及び適正処理を確保するため、県民及び事業者の意識の啓発を図ります。</li> <li>○環境教育・環境学習の推進やごみ減量、再資源化について、情報提供に努めます。</li> </ul>

## 4 産業廃棄物

## 進捗状況

農業系廃棄物を除く廃棄物の発生量は、概ね中間目標値を達成するベースで推移しており、最終処分量は平成12年度に比べ36%減少しており、平成23年度目標値を達成しています。

産業廃棄物の減量化の進捗状況

(単位：千t)

区分	平成12年度実績			平成16年度実績			平成18年度目標		
	構成比%	指標		構成比%	指標		構成比%	指標	
発生量	4,013	100	100	4,183	100	104	4,257	100	106
資源化量	1,507	37	100	1,701	41	113	1,811	43	120
中間処理による減量	2,118	53	100	2,233	53	105	2,102	49	99
最終処分量	388	10	100	249	6	64	344	8	89

## 現状

## (1) 発生量

平成16年度の発生量は5,249千トンで、平成12年度(5,245千トン)に比べ、ほぼ横ばいとなっています。

## 種類別発生量

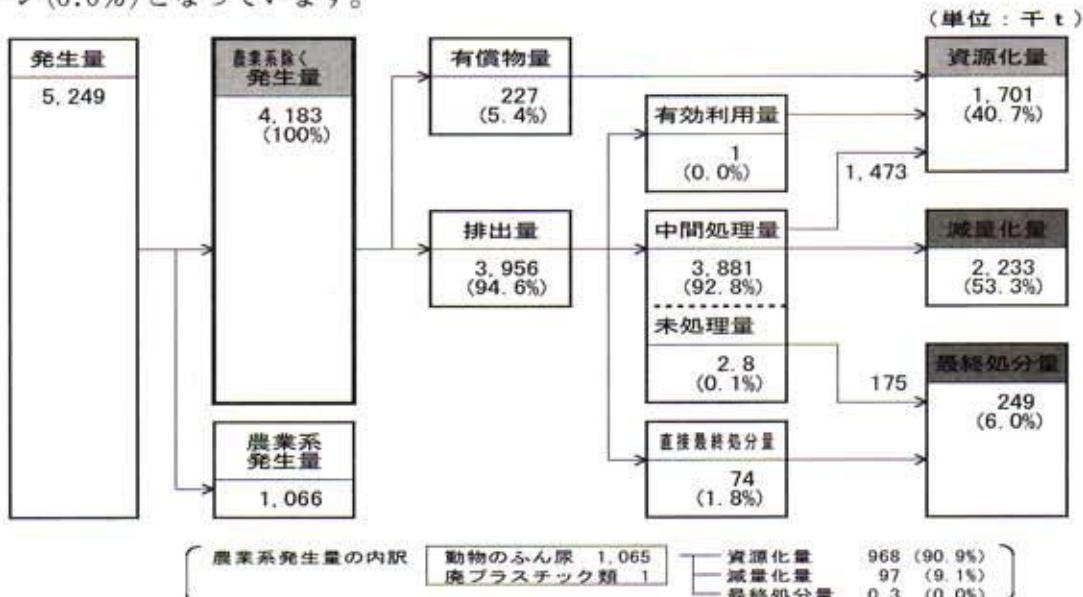
発生量を種類別にみると、「有機性汚泥」が1,729千トンと最も多く、次いで「家畜ふん尿」1,065千トン、「がれき類」826千トン等の順となっています。

## 業種別発生量

発生量を業種別にみると、「農業」が1,066千トンと最も多く、次いで「建設業」1,043千トン、「電気・水道業」940千トン等の順となっています。

## (2) 処理状況

農業系廃棄物を除く産業廃棄物発生量は4,183千トン、資源化された量は1,701千トン(40.7%)、焼却、脱水等で減量化された量は2,230千トン(53.3%)、最終処分された量は249千トン(6.0%)となっています。



産業廃棄物の処理状況の推移(農業系廃棄物を除く) (単位: t/年)

項目	平成12年度		平成16年度	
発生量	4,013,385	100.0%	4,182,831	100.0%
資源化量	1,507,185	37.6%	1,700,981	40.7%
減量化量など	2,117,915	52.7%	2,232,796	53.3%
うち未処理量	117,282	2.9%	2,805	0.1%
最終処分量	388,285	9.7%	249,053	6.0%

※端数処理の関係で、合計は一致しない。

### (3) 資源化量

平成16年度の資源化量は1,701千トン、資源化率は40.7%で、平成12年度(1,507千トン、37.6%)に比べ増加しています。

### (4) 最終処分量

平成16年度の最終処分量は249千トン、最終処分率は6%で、平成12年度(388千トン、最終処分率10%)に比べ減少しています。

### (5) 広域移動の状況

#### 中間処理量

中間処理のために県外へ搬出された平成16年度の廃棄物量は451千トンで、平成12年度(117千トン)に比べ385%増加しています。

一方、県外から県内に搬入された平成16年度の廃棄物量は500千トンで、平成12年度(441千トン)に比べ13%増加しています。

#### 最終処分量

最終処分のために県外へ搬出された平成16年度の廃棄物量は132千トンで、平成12年度(103千トン)に比べ28%増加しています。

一方、県外から県内に搬入された平成16年度の廃棄物量は149千トンで、平成12年度(167千トン)に比べ11%減少しています。

### 課題

- 事業者による一層の排出抑制に向けた総合的な取組みが必要です。
- 資源化推進のために、適正な分別・保管と市場の確保に向けた総合的な取組みが必要です。
- 県外搬出量が増加しており、他県では搬入規制を強化する傾向にあるため、県内での処理施設を整備する検討が必要です。
- 建設混合廃棄物の発生抑制と選別率向上を推進する必要があります。
- 許可業者に対する適正指導の推進と優良業者を育成する必要があります。

### 目標

区分	平成16年度実績			平成23年度目標			<当初計画>		
		構成比%	指標		構成比%	指標	平成23年度目標	構成比%	指標
発生量	4,183	100	104	4,250	100	106	4,500	100	112
資源化量	1,701	41	113	1,998	47	133	2,115	47	140
中間処理による減量	2,233	53	105	1,997	47	94	2,086	46	98
最終処分量	249	6	64	255	6	66	299	7	77

注) 指数は平成12年度実績を100とした場合

発生量	6%増加(国の基本方針平成22年度増加率12%の半分)の4,250千トンとすることを目指します。
資源化量	資源化率を47%(国の基本方針平成22年度目標値)とすることを目指します。
最終処分量	最終処分量を255千トン(最終処分量の構成比6%を維持)とすることを目指します。

## 行政ニュース

### 県民、事業者、市町村及び県の主体的な役割

#### 排出量の抑制と資源化の推進

県 民	○県や市町村が実施するごみに関する各種施策に積極的に協力し、排出抑制と再資源化に努めます。
事業者	○廃棄物の生産工程内利用や自社内利用を進めるとともに、排出した産業廃棄物は再資源化が容易となるように、可能な限り処理、分別の徹底に努めます。
廃棄物処理事業者	○可能な限り再資源化を推進するとともに、中間処理技術、処理施設の高度化、高性能化に努め、最終処分量の減量・減容処理を推進します。
市町村	○自ら廃棄物の発生抑制、排出抑制、再資源化の推進に努め、リサイクル製品の調達を率先して行います。
県	○計画の実施による効果を把握するため、県内の産業廃棄物の状況を把握し、目標達成のための適切な指導を行なうなど、計画の着実な推進に努めます。 ○県民及び事業者に廃棄物の発生抑制、排出抑制、再資源化の推進への取組みを指導・啓発、支援を行ないます。特に多量排出事業者に対しては、処理計画策定の管理・指導を徹底します。

#### 適正処理の推進と不適正処理の防止

県 民	○地域の清潔保持に努めるとともに、不適正処理の通報等について、市町村及び県への協力に努めます。
事業者	○廃棄物処理法等の関係法令等を遵守し、適正処理の推進を図ります。 ○排出事業者処理責任の原則に従い、処理を委託する場合、最終処分に至るまでの全工程において、適正処理が行われているかを現地確認、マニフェスト(産業廃棄物管理票)の管理により、把握します。
廃棄物処理事業者	○廃棄物処理法等の関係法令等を遵守し、適正処理の推進を図ります。 ○処理の受託に際しては、許可範囲の産業廃棄物であることを確認し、処理能力に応じた計画的な受託を行うとともに、マニフェストや帳簿等により受け入れた産業廃棄物の状況を把握・管理し、適正に処理します。
市町村	○県、関係機関、住民と協力し、不適正処理防止対策に積極的に取組みます。
県	○立入検査等により排出事業者及び処理業者に対し、処理の適正化や処理施設の適正な維持管理を指導します。 ○不適正処理に関し、監視体制の充実や啓発活動の強化を図るなど、関係機関と協力し総合的な対策を行ないます。 ○より適正な委託処理を推進するため、電子マニフェストの普及に努めます。 ○中核市の岐阜市及び他の県市との連携・協力に努めます。

#### 廃棄物に関する情報公開の推進及び普及啓発

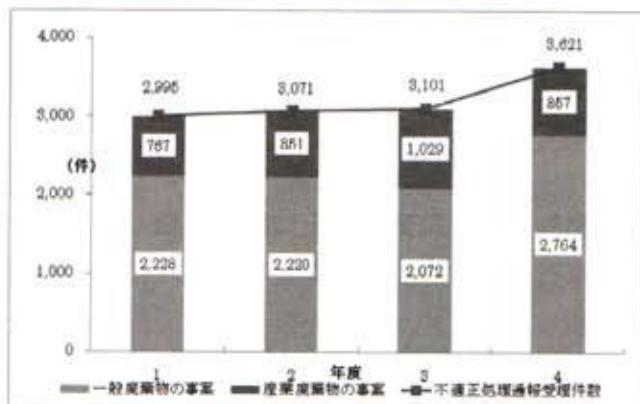
県 民	○自らのライフスタイルを資源循環型へと移行するように見直し、リサイクル製品や耐久性に優れた製品等の環境負荷の小さい製品の選択、再生品の購入などに努めます。
事業者	○排出する廃棄物が適正に処理されるよう情報提供に努めます。
廃棄物処理事業者	○施設の設置に当たっては、環境保全対策、地域との調和、周辺環境の整備等に十分配慮し、環境保全協定の締結等により関係者の理解・協力が得られるよう努めます。
市町村	○環境教育・環境学習の推進やごみ減量、再資源化について、情報提供に努めます。
県	○施設の設置に関して、地域住民との合意形成の下に、施設の安全性、生活環境の保全が図られ、処理施設が設置されるよう適正な指導を行ないます。 ○産業廃棄物の適正処理の推進のため、排出事業者・処理業者・県民の理解を深めていくために、情報公開を進めるとともに、各種媒体を活用した啓発事業を実施します。

## 5 廃棄物の不適正処理の防止

### 不適正処理の現状

- 一般廃棄物の不適正処理通報等の受理件数が増加しています。

不適正処理通報等の受理件数の推移



### 不適正処理の防止体制

#### (1) 組織の改組による体制強化

体制の強化を図り、不適正処理事案に迅速かつ適正に対応しています。

- ・平成14年度に、併任警察官(警視)を室長とする不適正処理対策室を設置
- ・平成18年度には、5名増員して不法投棄監視課に改組

#### (2) 市町村との連携

○平成14年度に、市町村職員を県職員に任命して廃棄物処理法に規定する立入検査権が行使できる制度を構築し、市町村との連携を図っています。

#### (3) 新たな条例の制定

○不適正な埋立て等による土壤の汚染や災害の発生を未然に防止するため、「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」を制定し、平成19年4月から施行しています。

#### (4) 日本一の不適正処理対策を目指す取組み

○平成18年度に、県民総ぐるみで廃棄物の不適正処理事案を防止するための取組みとして、「廃棄物の不法投棄等防止に関する総ぐるみの行動指針」を策定し、県民総ぐるみの監視体制を構築し取り組んでいます。

## 6 計画の推進と進行管理

### 計画の推進

○県民・事業者・行政等がこの計画で示したそれぞれの責務を、自発的かつ相互に連携しながら取組むことが重要です。

○県は、各部が連携して取組みを推進するよう努めるとともに、市町村や関係団体との協力・連携を図ります。

### 計画の推進

○県では、廃棄物の動向を推し量りながら、目標値の達成状況の把握に努めます。

○進行管理に当たっては、目標達成の見込みをもとに、状況に応じて施策の進行方向、計画推進のための措置、計画の見直し等について、岐阜県環境審議会廃棄物・リサイクル部会の場での検討を行います。

○社会情勢の変化、廃棄物関係制度の大きな改正、国の基本方針の改正等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 西濃の景観等を守る不適正処理対策連絡会議の開催

～土砂の不適正保管への協力体制～

岐阜県西濃振興局環境課

(廃棄物の不法投棄等防止に関する総ぐるみの行動指針)

岐阜県では、頻発する廃棄物の不法投棄等不適正処理事案を防止するため、平成18年から圏内の8圏域に地域住民との連携会議を設置しました。これは行政が率先して取り組むことはもちろん、幅広い分野の方々に参加いただき、総ぐるみで取り組んでいくことを内容とします。

(フェロシルト・硫酸ピッチ事件への対策である平成19年度の改正)

「岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例」と「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」によって、埋め戻し材等リサイクル製品の認定についての審査が厳しくなり、また埋立て、造成、堆積等が3,000m<sup>2</sup>以上の場合には知事の許可が必要になりました。

(日本列島の東西接点である岐阜県、その西南部に位置する西濃地域の特色)

岐阜県の美しい自然、その代名詞「飛山濃水」が凝縮した靈峰伊吹山から木曽・長良・揖斐三川最下流に広がる濃尾平野には、中京工業地帯の一翼を担う自動車関連、電子、化学等の重工業とソフトピアや郊外型大型店舗が多数進出した流域に30万人を超える人々が暮らします。

(歴史・風土に根付いた、そして環境に調和した生活環境の一例)



孝子伝説を秘めた名瀑「養老の滝」・日本名水百選『菊水泉』等が  
～県立養老公園・養老天命反転地～東海自然歩道で結ばれる  
・「養老公園花と緑のまつり」3／20(木・祝)～5／31(土)  
(お花見団子に外郎、田楽そして焼き肉の芳しい香り)  
北はゴールデンウィーク頃雪解けの滋賀県境伊吹山ドライブウェイ  
～南はミカンの花、つつじを望む生活環境保全林「月見の森」

三重・愛知にまたがる「国営木曽三川公園」

海拔0mの輪中(日本のポルダー)は屈指の穀倉地帯

夏にはレガッタやトライアスロンの大会を開催、水上バイクも

- ・「チューリップ祭」4／5(土)～4／20(日)  
(草餅、どて煮、もろこの佃煮、姿にビックリ鰯の蒲焼き)
- ・「治水神社春季大祭」4／25(金)で薩摩様のご恩に感謝





(総ぐるみの行動指針を具体化する住民活動としての連携会議等の開催)

関西・名古屋から日帰圏内という交通至便な高山植物・森林・温泉・自噴井・ビオトープ・アクアワールド等々の多様で豊富な自然環境（地域住民の生活と観光資源）を守るのが、大垣・海津の2市と養老・不破・安八の6町の住民代表で構成されます西南濃地域廃棄物不法投棄等防止連携会議です。従来の行政機関だけの西南濃地域廃棄物不適正処理対策連絡会議から、地域ぐるみで「早期発見、早期対処」できるよう、そして「迅速・透明・厳格」な対応と「事後対策から未然防止」へシフトして火種の小さい内に根絶しようとするものです。



自治会代表等が参加しての官民による連携会議(H19. 6. 25)



市・町、警察、消防、県各機関による連絡会議(H19. 5. 23)

(海津地域不適正処理対策連絡会議による土砂の不適正保管への協力体制)

連携会議設置要綱が今年度改正されて個別事案対策会議の開催ができるようになったのにならって、平成18年から海津市内各地で県外業者による土砂が堆積された事案について、平成20年1月7日に海津市南濃庁舎で関係機関が情報交換及び対応策の協議を行いました。

工場造成等で3,000m<sup>2</sup>以上になる場合には早めにご相談を、また不審な車や知らぬ間の埋立て等を見られましたらご連絡を、地元の振興局・振興事務所にお願いします。

## わがまちの産業廃棄物問題と対策



すべての市民の参加と協働により  
豊かで快適な環境の保全と創出を推進

美濃加茂市長 渡辺直由

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆さんには、日頃より格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

美濃加茂市は現在人口55,000人のまちであり古くから中山道の宿場町として栄えた歴史と伝統を有しています。また緑豊かな大地と清流木曽川に代表される豊かな水に恵まれた自然環境の中で、交通の要衝として着実に発展してきました。

しかし近年、社会経済の飛躍的な発展と物質的な豊かさを求める生活様式が大気汚染、水質汚濁や緑の減少など様々な形で、私たちの身近な自然環境に影響を及ぼしています。

もとよりすべての市民は良好な環境の下に健康で安全な生活を営む権利を有するとともに、健全でめぐみ豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責任と義務を有しています。

私たちは身近な環境をはじめ多様な生態系や地球環境の保全の意義を強く認識し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会の実現をめざして地域から行動を起こし、豊かで快適な環境保全と創出に積極的に取り組んでいかなければなりません。

すべての市民の参加と協働により、水と緑に囲まれた潤いある環境を守り、そして健全な社会を作り出し、将来の世代まで引き継ぐことを目的として「美濃加茂市環境基本条例」を平成12年12月に制定しました。

この条例は豊かで快適な環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市民、事業者及び市の責任を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策の基本的な事項を定めることによって、現在と将来の世代の市民が環境と共生しながら健康で文化的な生活を営むことが出来るようすることを目標としています。

市内にある廃棄物処理施設は現在のところ大きな問題となっている事案はございませんが過去には新聞等でご承知のとおり市内においてフェロシルト問題が発生し全量撤去したところあります。

貴協会におかれましては、これからも県内の廃棄物の適正処理に一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、貴協会の益々のご発展と会員の皆さまのご健勝とご多幸をこころよりお祈り申し上げます。

## 全国規模で行う「不用となった刃物」の回収活動

～岐阜県関刀物産業連合会～

「岐阜県関刀物産業連合会」では、多くの家庭や職場などで不用になったり、使えなくなったりした刃物をリサイクルしようと、1995年(平成7年)から、全国の刃物店や金物店、ホームセンターなど約790店舗にプラスチック製の「刃物の回収箱」を約860箱設置し、全国で不用となった刃物を無料で回収する活動を行っています。



### 《活動の趣旨》(以下「刀都関優品」より抜粋)

現在、多くのご家庭や職場などで、使えない、使われない刃物類が刃物であるが故に始末できずにいつまでも保管され困っています。

この刃物類を回収し、永年ご愛用いただいた方と刃物に感謝し、良い物を造り出す産地としての意識を再確認するため、毎年11月8日を「刃物の日」と定め、700有余年の先達を尊びながら供養祭を行っています。

また昨今、失われつつある刃物などの使い方や、マナーのPR活動も同時に行っていますが、この回収活動がリサイクルにとどまらず、正しく健全に刃物を使う啓蒙につながればと念願しています。

## トピックス

「刃物のまち関」では、毎年11月8日(イイハ)の「刃物の日」に、使えなくなった包丁やはさみなどを供養する「刃物供養祭」が行われており、全国に設置された回収箱から回収された刃物は、この「刃物供養祭」で手厚く供養され、その後リサイクルされて、新しい刃物材料などとして生まれ変わります。

昨年、関市内の関鍛冶伝承館で行われた「刃物供養祭」では、関市内の刃物業者約130人が出席し、包丁、はさみ、ナイフなど約3万5千点の供養が行われました。



刃物供養祭

危険な刃物が安全かつ確実に処理され、しかも丁重に供養され、更にはリサイクルされて新しい刃物になる、まさに一石三鳥の素晴らしい取り組みです。

当連合会では、「刃物の回収箱」を設置する店舗を全国に増やしていくため、全国規模で積極的にPR活動を展開しており、今後、



回収された刃物類

こうした店舗は、益々増えていくものと思われます。

そのほかの回収方法としては、不用になった刃物を当連合会に直接持っていくか、また、安全に包装して当連合会宛に直送することも可能ですが、この場合の送料は自己負担となります。



回収された刃物類



回収された刃物の分別作業

### 【問い合わせ先・送付先】

〒501-3874

岐阜県関市平和通4-6

岐阜県刃物会館内

岐阜県関刃物産業連合会

TEL 0575-22-4941(代)

FAX 0575-22-4942

E-Mail:info@seki-japan.com

## 〈社）岐阜県産業環境保全協会〉

### ○理事会の開催

平成19年度第5回理事会が、平成20年2月19日(火)に県民ふれあい会館において開催されました。

この理事会では、最初に報告事項として次のことが報告されました。

#### 報告事項1 会議報告

- ・県産業廃棄物処理施設整備検討委員会  
第9回委員会(1月10日開催)
- ・第10回全国正会員会長・理事長会議  
(2月15日開催)

#### 報告事項2 委員会報告

- ・各委員会の審議結果(1月29日・30日開催)

#### 報告事項3 青年部会報告

- ・青年部会の活動状況

続いて、次の7議案について審議が行われ、いずれの議案も全会一致で可決・承認されました。

#### 第1号議案 平成20年度事業計画

#### 第2号議案 平成20年度予算

#### 第3号議案 平成19年度優良会員等理事長表彰の被表彰者の選考

#### 第4号議案 第37回通常総会の開催



第5回理事会

#### 第5号議案 理事の辞任

#### 第6号議案 災害廃棄物処理体制の構築の検討

#### 第7号議案 新規加入会員の承認

### ○委員会の開催

平成20年1月29日(火)と30日(水)に、総務委員会等四つの委員会が県民ふれあい会館において開催されました。各委員会においては、次の協議事項について審議が行われ、いずれも原案どおり承認されました。

#### 第3回研修指導委員会(1月29日)

##### (協議事項)

- ・平成20年度委員会事業計画
- ・講演会の開催

#### 第4回広報編集委員会(1月29日)

##### (協議事項)

- ・平成20年度委員会事業計画
- ・協会報第74号の編集方針

#### 第3回総務委員会(1月30日)

##### (協議事項)

- ・平成20年度委員会事業計画

#### 第4回適正処理委員会(1月30日)

##### (協議事項)

- ・平成20年度委員会事業計画

##### (意見交換)

- ・電子マニフェストの普及など

## 〈社）全国産業廃棄物連合会〉

### ○第10回全国正会員会長・理事長会議の開催

第10回全国正会員会長・理事長会議が、平成20年2月15日(金)に京都市内の「国立京都国際会館」において開催され、当協会からは坂理事長と高木専務理事が出席しました。

会議では、國中会長の挨拶に続き、環境省

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長の木村祐二氏による「産業廃棄物行政の現状と今後の方向」をテーマとする講演がありました。

続いて、次の議題についての協議と意見交換が行われました。

- (1) 地球温暖化対策のための環境自主行動計画
- (2) 電子マニフェストの普及
- (3) リスクアセスメント推進事業
- (4) 公益法人制度改革の動向

会議終了後、臨時総会が開かれ、議案として「役員の補充選任の件」が上程され、原案のとおり承認されました。その後、懇親会が行われ、参加者が相互に交流を深めました。

### ○第2回全国正会員事務局責任者会議の開催

平成19年度第2回全国正会員事務局責任者会議が、平成20年2月29日(金)に東京都内の「虎ノ門パストラル新館」において開催され、当協会から高木専務理事が出席しました。

会議は、國中会長の挨拶に続き、次の議題について、(社)全国産業廃棄物連合会から具体的な説明があり、その後情報交換が行われました。

- (1) 地球温暖化対策のための環境自主計画
- (2) 電子マニフェストの普及促進
- (3) リスクアセスメント推進事業
- (4) 公益法人制度改革の最近の動向
- (5) 教育研修事業

### 〈中部地域協議会〉

#### ○第2回全体会議の開催

平成20年2月27日(水)に、平成19年度中部地域協議会第2回全体会議が、岐阜市内の「ホ

テルグランヴェール岐山」において開催されました。(社)全国産業廃棄物連合会からは國中会長と青木総務部長が、愛知、静岡及び三重の県産業廃棄物協会からは会長、副会長、委員長及び専務理事が出席しました。また、当協会からは、坂理事長、後藤副理事長、野村広報編集委員長、粥川適正処理委員長、高木専務理事が出席し、次の議題等について、協議や意見交換が行われました。

- (1) 業界の最近の動向と全産廃連の主要事業
- (2) 平成20年度許可講習会(中部地域)の開催計画
- (3) 平成20年度全産廃連会長表彰の候補者推薦
- (4) 中部地域協議会の事業
  - 平成20年度事業計画
  - 平成20年度予算
- (5) 研究事項: 軽油引取税の課税免除
- (6) 各県協会の情報交換
  - 電子マニフェストの普及対策
  - 在宅医療廃棄物処理



中部地域協議会第2回全体会議

#### ○第3回専務理事会議の開催

平成19年度第3回中部地域協議会専務理事会議が、平成20年2月13日(水)に三重県四日市

市内の「三重県産業廃棄物協会」の会議室において開催されました。会議に先立ち、三重県鈴鹿市内の住友電装(株)鈴鹿製作所を視察し、会議では、次の議題等について協議や意見交換が行われました。当協会からは高木専務理事が出席しました。

- (1) 優良性評価基準適合性審査制度
- (2) 公益法人制度改革
- (3) 協会支部組織
- (4) 災害廃棄物処理体制
- (5) 電子マニフェストの普及対策
- (6) 在宅医療廃棄物処理
- (7) 平成20年度開催計画と収支予算
- (8) 平成20年度功労者表彰推薦
- (9) 平成20年度許可講習会開催計画
- (10) 役員等候補者推薦

## ○第10回委員会

県産業廃棄物処理施設整備検討委員会の第10回委員会(最終回)が、平成20年2月29日(金)に県民ふれあい会館で開催され、最終報告書(案)について審議されました。

当協会からは、委員として後藤副理事長が出席しました。

## ○最終報告

最終報告書は、平成20年3月21日に県産業廃棄物処理施設整備検討委員会の堀内委員長から古田知事に提出されました。

## 岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会の開催

### ○第9回委員会

県が設置した岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会の第9回委員会が、平成20年1月10日(木)に県議会西棟の第1会議室で開催され、次の議題について審議されました。

当協会からは、委員として後藤副理事長が出席しました。

- (1) 産業廃棄物処理における給付
  - ・給付へのニーズと課題、対応策
- (2) 最終報告に向けた課題の整理と対応策
  - ・住民同意の条例化に関する検討
  - ・支援の検討
  - ・リスクコミュニケーションの構築
  - ・施設の立地に係るインセンティブ
- (3) 最終報告の骨子案
  - ・最終報告(提言)の骨子(案)



## 新規加入会員の紹介

平成20年2月19日に開催された第5回理事会で、次のとおり新規会員が承認されました。

### 【正会員】

会員 代表者名	住 電 話 番 所 号	業の区分	備考
有限会社 ドゥーエ・ジャパン 取締役 井上 靖	〒702-8053 岡山県岡山市築港栄町28-5-202 ☎086-264-5525	収集運搬業	
株式会社 橋本組 代表取締役 橋本 昭博	〒509-6115 瑞浪市北小田町2-99 ☎0572-68-4616	収集運搬業 中間処理業	
有限会社 平山建材 代表取締役 平山 博史	〒501-0512 揖斐郡大野町上秋922-1 ☎0585-34-2833	収集運搬業	
丸河商事 株式会社 代表取締役 日下部 猛	〒509-7403 恵那市岩村町2114-1 ☎0573-43-4382	収集運搬業	
株式会社 丸敬建設 代表取締役 浅野 敬一	〒501-6330 羽島市堀津町790 ☎058-398-1547	収集運搬業	

### (参考) 会員の状況

会員区分	12月12日現在	入会数	退会数	2月19日現在	増減
正会員	365	5	4	366	1
賛助会員	101	0	1	100	△1
特別会員	2	0	0	2	0
合計	468	5	5	468	0

## 社名変更の紹介

(平成20年1月から平成20年3月までに届出のあった分)

区分	新社名	旧社名
正会員	株式会社 繁繩	有限会社 繁繩
正会員	株式会社 ウエスキ	株式会社 ウエスキ物産

### 変更届について（お願い）

当協会会員の社名・代表者・所在地・処理業の許可区分等に変更を生じた場合には、お手数ですが、事務局までご連絡くださるようお願いします。ご連絡をいただいた後、「変更届」の用紙をお送りします。

なお、正会員にあっては、許可区分及び許可内容等に変更を生じた場合は、この「変更届」に、許可証の写しを添付くださるようお願いします。

[連絡先] 〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12 (岐阜県水産会館内)

社団法人 岐阜県産業環境保全協会 事務局

TEL <058> 272-9293 FAX <058> 272-6764

## 平成20年度 産業廃棄物処理業の許可申請等講習会日程

平成20年度の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規・更新)並びに特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の本県及び近県の開催日程を下記のとおりお知らせします。

### ○講習会の申込み手続き(岐阜県の場合)

- 受講を希望される方は、あらかじめ当協会に電話で問い合わせのうえ、受講予約をしてください。
- 受講希望者が定員(各120名)に達したときは、受付を終了します。
- 受講申込書の用紙及び受講の手引きは、当協会又は岐阜県各振興局(事務所)環境課(岐阜市の場合)岐阜市産業廃棄物指導課)で入手してください。

開催県	新 規				更 新		特管責任者
	産廃収運	産廃処分	特管産廃収運	特管産廃処分	産 廃 収 運・ 特管産廃収運	産 廃 処 分・ 特管産廃処分	
岐阜	7/16～7/17 9/4～9/5				11/7		9/3 11/6
静岡	5/20～5/21 10/28～10/29				7/17 (21年) 1/14	12/16～12/17	5/22 7/18 10/30 (21年) 1/15
愛知	5/29～5/30 6/26～6/27 9/11～9/12 10/15～10/16 12/17～12/18	9/30～10/3	8/6～8/8 (21年) 3/2～3/6		6/18 8/28 12/3	7/10～7/11	6/17 8/27 9/2 9/3 11/6 11/7 12/2
三重	8/21～8/22 11/20～11/21	6/24～6/27			7/15 9/18	10/22～10/23	7/16 9/17

(注)岐阜県以外については、直接開催県の協会へ受講の受付が可能であるかをお問い合わせください。

社静岡県産業廃棄物協会 ☎054-255-8285

社愛知県産業廃棄物協会 ☎052-332-0346

社三重県産業廃棄物協会 ☎059-351-8488

## お 知 ら せ

### 岐阜県の人事異動（関係分）

岐阜県の平成20年4月1日付け定期人事異動が発表されましたので、関係分についてお知らせします。

#### ◇環境生活部

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
部長	古田常道	環境生活部次長	高田幸三	西濃振興局長
次長	高橋一吉	都市建築部次長	古田常道	環境生活部長

#### ◇廃棄物対策課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
産業廃棄物担当				
技術課長補佐	太田雅賀	地球環境課技術課長補佐	大坪敬明	薬務水道課技術課長補佐
主任技師	伊藤明	中濃振興局主任技師	安藤英樹	薬務水道課技術主査
企画調査担当				
課長補佐	大野雅人	産業政策課課長補佐	新谷哲也	地域振興課総括管理監

#### ◇不法投棄監視課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
総括管理監	浜崎浩之	東濃振興局振興課長	(廃棄物対策課総括管理監と兼務)	

#### ◇地球環境課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
総括管理監	洞田浩	産業政策課総括管理監	奥田浩	水道企業課長
地球温暖化対策監	有川幸孝	薬務水道課技術課長補佐	(新規)	
		(環境事故対策監)	高崎善文	西濃振興局管理監兼環境課長

### 岐阜市の人事異動（関係分）

岐阜市の平成20年4月1日付け定期人事異動が発表されましたので、関係分についてお知らせします。なお、組織改革により平成20年4月1日から「室」の名称が「課」に変わりました。

#### ◇環境事業部

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
部長	片桐猛人・自然共生部長	宇野邦朗	退職	
次長	青木孝之	廃棄物適正処理対策審議監	(新規)	

#### ◇産業廃棄物指導課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
管理監	杉山哲	産業廃棄物指導室主幹	(新規)	
		(廃棄物指導グループ)	南村繁樹	水環境課副主幹
		(監視調査グループ)	廣瀬峯夫	水質管理課副主幹

#### ◇産業廃棄物特別対策課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
課長	安藤強	産業廃棄物特別対策室審議監	小川裕幸	企画調整課長
		(産業廃棄物特別対策室審議監)	名和利夫	水質管理課管理監
管理監	高橋俊之	税務総室審議監	(新規)	

## 許可の有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

- 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了3ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。
- 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請に関する講習会を受講していないと更新許可申請は受け付けてもらえません。  
更新許可講習会の修了証の有効期限は、発行日から2年以内です。  
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)
- 許可満了日到来2ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

TEL 058-272-9293

## <協会への入会のおすすめ>

### — 協会組織の拡充・活性化強化を図るために —

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とは言えないのが現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいただきますよう、お願ひいたします。

◎ 入会金 正会員 10,000円

◎ 会費 正会員 月額 10,000円  
賛助会員 年額 30,000円

◎ 入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、下記の協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

### 社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

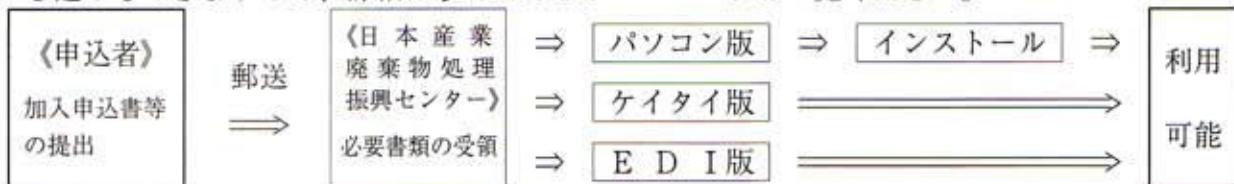
TEL 058-272-9293

FAX 058-272-6764

**〈電子マニフェストシステム(愛称: JWNET)の加入申込み〉**  
**——事業者のマニフェスト事務の効率化のために——**

○ 申込み方法

加入申込書、預金口座振替依頼書等の提出が必要です。加入申込書の用紙は JWNET ホームページ (<http://www.jwnet.or.jp/>) から印刷することも可能ですが、当協会に加入申込書等の関係書類を備えておりますので、加入申し込みをされる方は、当協会へお問い合わせください。申し込みをしてから、1週間程度で手続きが完了し、(財)日本産業廃棄物処理振興センターの情報処理センターから加入証等が送付されます。なお、インターネット (Web) での申し込みもできますので、詳細は JWNET ホームページをご覧ください。



○ 加入の単位

- ・排出事業者：排出事業場単位または排出事業場を管轄する支店、営業所等の単位で加入できます。
- ・収集運搬業者：業者単位です。複数の加入者番号を取得することもできます。
- ・処分業者：処分事業場単位です。同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることができます。

○ 利用料金  
【排出事業者】

料金区分	A 料 金 (多量排出事業者向け)	B 料 金 (少量排出事業者向け)	少量排出事業者 団体加入料金
加入料(加入時のみ)	5,000円(税抜き)	3,000円(税抜き)	3,000円(税抜き)
基本料(年額)	25,000円(税抜き)	40件まで 2,000円(税抜き)	不 要
使用料(登録情報1件につき)	10円(税抜き)	41件から 60円(税抜き)	60円(税抜き)

【処理業者】

料金区分	収集運搬業者	処 分 業 者		
		処分報告機能 のみ利用	処分報告機能 + 2次登録機能の利用	
加入料(加入時のみ)	5,000円(税抜き)	5,000円(税抜き)	5,000円(税抜き)	5,000円(税抜き)
基本料(年額)	12,500円(税抜き)	12,500円(税抜き)	25,000円(税抜き)	40件まで 12,500円(税抜き)
使用料(登録情報1件につき)	—	—	10円(税抜き)	41件から 60円(税抜き)

○ 問い合せ先

・(社)岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12 岐阜県水産会館1階

TEL 058-272-9293 FAX 058-272-6764

・(財)日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター(サポートセンター)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-4 日本橋コアビル2階

TEL 03-5811-8296 FAX 03-5811-8277

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/> Eメールアドレス info@jwnet.or.jp

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入方法

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、下記の方法で購入することができます。

- 当協会事務局へ来所され、直接購入する。（窓口にて「購入申込書」に、ご記入いただきます。）
- 発送により購入する。（FAXによる注文）

### 発送を希望される方へのご案内

- ・ 次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」に記入漏れのないよう必要事項をご記入の上、FAXでお送りください。
- ・ 代金の支払いについては、送料は着払い、産業廃棄物管理票代金は発送の際に同封する「郵便払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にお振込みください。
- ・ 各種連続票は、申込書受信後に発行元より取り寄せる場合があります。その場合は、お届けするのに1週間前後かかりますのでご了承ください。

☆ 産業廃棄物管理票（社全国産業廃棄物連合会発行）、建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議会発行）の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

### 【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

（担当：村瀬）

TEL 058(272)9293

FAX 058(272)6764

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト） 購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設九団体副産物対策協議会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A5版 54ページ 1冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 34ページ 1冊 170円(実費)	冊

平成 年 月 日

〒

住 所

会社名

代表者氏名又は

取扱責任者氏名

印

電話番号

FAX番号

(注) \*印の欄は、記入しないでください。

支払	振込No
方法	現金
整 理	

\*事務局記入欄

## 保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 野村清晴

副委員長 山口繁

委員 天池孝一

川合清和

大野安一

野々村清

兼松誠吾

服部康夫

## 編集後記

この会報が、読者のお手元に届く頃には、岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会（なんと長い名前の委員会であろう。ここでは検討委員会と称します。）から『産業廃棄物処理施設の整備における公共関与のあり方について』の報告が岐阜県知事へ届けられていることだと思います。

この検討委員会は、岐阜大学の教授が正副委員長となって産業廃棄物処理に関心の深い住民、排出企業、処理事業者および市町村長など行政代表等のメンバーで構成されており、平成18年8月から本年2月までに委員会が10回、ワーキンググループが13回その他現地視察、専門家の招聘、関係団体との意見交換会など精力的な活動が展開されました。

報告書には、現時点で収集し得る最大かつ最高の資料に基づき廃棄物処理に関する課題と解決の方向性について各項目別に判りやすく書かれています。また、特筆すべきことは、議論の全てが公開されており、岐阜県公式サイトで容易に閲覧できることであります。

この報告書は、将来の岐阜県環境行政を左右する重要な提言が盛り込まれているものと確信します。ぜひ熟読玩味されて事業活動にご活用頂きたいものであります。

一つ残念なことには、関係者の最も関心の深い「地元同意書」の扱いについて、検討委員会としての結論が得られず、両論併記となっていることがあります。委員会でもワーキンググループでも相当の激論が交わされたようですが、(注、ワーキンググループは非公開)両論併記となったことは、廃棄物処理の問題がいかに深刻な社会問題であるかを浮き彫りにしたものと考えます。

### [言葉の宝石]

「議論に負けても、その人の意見は変わらない」(デール・カーネギー著『人を動かす』より。注、鉄鋼王アンドルー・カーネギーとは別人)

この本には、人を説得する十二原則の第一に「議論をさける」を掲げています。議論に勝つ最善の方法は、この世に唯一つ「議論をさける」ことだとも書いています。議論はほとんど例外なく、双方に、自説をますます正しいと確信させて終わる、と。

我々の立場を代表する委員が、このことをよく理解されていたことに感謝しなければなりません。なぜなら、これから産業廃棄物処理行政が建設的に推進されることは間違いないからであります。

記 Y.O

平成20年4月15日発行

第74号

編集発行 社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 坂志郎

〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階  
TEL<058>272-9293  
FAX<058>272-6764

URL <http://www.ccom.or.jp/gifu-hozon/>

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク

# クリーンな社会づくりをめざす 21世紀のパイオニア

## とし わ 寿和工業株式会社

環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

**業務内容** 廃棄物・水質・土壤・臭気の分析等を行っています

### 産業廃棄物

- 溶出試験
- 含有試験

### 水 質

- 地下水
- 河川水
- 湖沼水
- 工業用水
- 浄化槽放流水
- 工場排水、など

### 土 壤

- 底質
- 田、畑土、など

### 肥 料

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

### 臭 気

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

### 産業廃棄物処理業

(処分業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず  
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず  
・廃油（タールビッチ） ・13号廃棄物

(収集運搬業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず  
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず  
・廃油 ・13号廃棄物 ・廃酸 ・廃アルカリ

### 特別管理産業廃棄物処理業

(処分業) ・特定有害廃石綿等

(収集運搬業) ・特定有害廃石綿等 ・引火性廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ  
・感染性産業廃棄物 ・特定有害廃油 ・特定有害廃酸 ・特定有害廃アルカリ  
・特定有害燃え殻 ・特定有害汚泥 ・特定有害ばいじん

※許可内容詳細についてはご相談ください。

建設業

環境関連機器販売

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、  
お困りの点・お悩みの点など  
ございましたら、何なりと、  
下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地

TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661

国内最大級の環境産業見本市

## びわ湖環境ビジネスメッセ2008 出展のご案内

滋賀環境ビジネスメッセ実行委員会では、「環境ビジネス」を振興するため、産学官が協同して1998年から毎年、環境産業見本市「びわ湖環境ビジネスメッセ」を開催しています。

昨年は、国内外から過去最多の268企業・団体が出展し、37,350人が来場されました。会場内では熱気溢れる商談や技術交流等が繰り広げられ、「ビジネス主体の環境見本市」として高く評価されています。

11回目を迎える2008年も、下記のとおり開催されますので、環境ビジネスに取り組んでおられる皆様、この機会に是非ご出展ください。

- 開催日時 2008年11月5日(水)～7日(金)  
10：00～17：00(最終日は16：00まで)
- 会場 滋賀県立長浜ドーム  
(JR田村駅から徒歩5分、米原駅からシャトルバス15分)
- 出展料 標準小間(9m<sup>2</sup>) 200,000円  
Sサイズ小間(4m<sup>2</sup>) 100,000円(申込は1企業につき1小間)
- 申込締切日 2008年6月20日(金)
- ホームページ 出展に関する詳細は、次のアドレスをご覧ください。  
<http://www.pref.shiga.jp/event/messe/>
- お問合せ先 滋賀環境ビジネスメッセ実行委員会事務局  
滋賀県庁新産業振興課内  
TEL : 077-528-3793 FAX : 077-528-4876  
E-mail : info@biwako-messe.com

(社)岐阜県産業環境保全協会 会員の皆様へ

### 「集団扱」自動車保険 3つのメリット

- ◎保険料が  
最大10%もお得
- ◎ご契約時には  
キャッシュレスで
- ◎お申し込み日  
から安心



日本興亜損害保険株式会社

岐阜支店営業第1課 担当 折笠 TEL <058>253-9822



自然に優しい未来を築きたい

## We Love Nature & Future



HATSURI  
KIMURA  
CORPORATION

株式会社  
はつり  
研木村

■本社  
〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地  
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■研木村リサイクルセンター  
〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大グラ917-1  
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



TAKAI

## 産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、福井県、京都府)

### 許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

### 積替保管

(岐阜県)

### 許可品目

廃油、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、繊維くず

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

### 許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

## 特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

### 許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

## 産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

### 許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は  
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

**TEL (058) 239-9931**

**FAX (058) 239-9828**

E-Mail [takaisho@sweet.ocn.ne.jp](mailto:takaisho@sweet.ocn.ne.jp)

URL <http://www4.ocn.ne.jp/~sanpai/>

## 企 業 理 念

“安全で安心”循環型社会の創造は  
私たちの使命です



# 有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



## 有限会社 海津リサイクルセンター

〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434  
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp

## サトマサ株式会社

〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26  
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843



社団法人 岐阜県産業環境保全協会